

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク和光白子店

埼玉県和光市白子三丁目中央土地区画整理事業五街区五―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

先般、九月二十九日（土曜日）、大規模小売店舗立地法第七条の規定に基づき、届出事業者により開催された説明会の内容に関連し、以下のとおり意見を提出する。

#### (1) 開店時刻及び閉店時刻について

届出事業者の説明（届出事項）によれば、今回、新たに設置を予定する店舗の開店時刻及び閉店時刻については、各々午前九時から翌午前零時までとしている。また、これに伴い、駐車場の利用時間帯を午前八時三十分から翌午前零時三十分としている。本件、店舗の設置予定地は、幹線道路（埼玉県道六八号練馬川口線）に面しており、周辺の住宅地からのみならず、これを利用した自家用車等による多数の来客が見込まれる場所でもあり、ロードサイド型店舗の新規開業地としては、好適地であると考えられる。

同店舗建設予定地の周辺には、既存の住宅地、並びに、特にその東側及び南側には区画整理事業により新たに設定された住居専用地域（第二種）が隣接しており、今後、同地域における住宅の逐次造営と共に地域住民の数も漸増して行くものと考えられる。なお、現時点において、先行して同地域内に新居を建て居住を開始している（あるいは予定の）住民の殆どは、過去およそ十年來の長きにわたり、様々の協議を経て（「白子三丁目中央土地区画整理事組合」（設立…平成二十一年十二月二十日付）、漸くにして同所に安住の地を得た方々であり、かねて同地域に住まいしてきた方々である。新たに整備される同地域の未来に対し、大きな希望を抱きつつ、同時に、かつて住み慣れた自然豊かな、そして閑静な同地域の住環境の維持、保全を引き続き強く望んでいる。

この新たな住居地域の住民構成の特徴として考えられるのは、前掲のとおり、元々この地域の住民であり、今回、新たに区画整理地域内に家屋を新築された中高年層を主体とする方々に加え、今後、新たに転居して来られる方々の中には、若い世帯、特にその中には、乳幼児や学齢期の子供たちが含まれていることが想定される。よって、新たに同地域に進出しようとする店舗は、従来からある閑静な住環境の維持に加え、近隣住民の生活の平穩、安全の保持に対し十分なる配慮が求められるものと考ええる。

周知のとおり、該地周辺には保育園、幼稚園、小・中学校等があり、午前七時から九時半、午後三時前後は通園、通学時間帯となっている。よって店舗の開店時刻、加えて荷捌きや廃棄物の処理・持ち出しを行うための車両の出入りの時間帯については、これら通園、通学に係る安全確保の万全を考慮したものでなければならぬ。さらに、前述のとおり、高齢者の多い地域でもあり、来客並びに関係者車両等による交通安全確保に係る配慮についても同様になされるべきである。

また、夜間の営業時間については、隣接する住宅地の住環境の静謐、平穩維持に係る配慮として、営業時間は、遅くとも二十三時までにて完全終了とし、併せて、駐車場の使用時間についてもこの時間に沿った時間帯としていただきたい（戸田中町店は二十三時終了）。加えて、夕刻から夜間帯の駐車位置の指定等、近隣住戸へ騒音、排ガス等による影響の軽減についても店舗サイドによる配慮、対策がなされるべき。また、斯様な時間帯、夜間遅くまで駐車場、駐輪場等に滞留し、近隣に騒音を轟かせる等の不届き者の出現も予見され、十分な配慮とともに予めこのようなことが発生することの無い様、有効な対策を講じていただきたい（目的に如何に関わらず、駐車場の「閉店時以降使用禁止措置」を講ずべき）。また、営業時間中、店舗外における拡声器を使用した販促活動等も慎んでいただきたい。

(2) 自動車等による来店経路の想定（見込み）について

前回、九月二十九日（土曜日）に行われた地域住民への説明会において、同店舗への自動車等を使用した来店に係る説明があった。来店に係る往路・復路に係る主な経路として、前掲の幹線道路（埼玉県道六八号練馬川口線）及び坂下の市城通りを用いた出入りを主たる経路と認識している旨、紹介があった。しかしながら、その前段階で自ら説明されたとおり、当該店舗の最大の商圈を成増団地エリアを含む東側と捉えるのであれば、地元を知る来店者でそのような経路を採る者がどれほどいるのか甚だ疑問である。想定するにその多くは、市城通り吹上観音下交差点から狭い側道を斜めに上がる。も

しくは、同じく市城通り豊川稲荷下の交差点から細い坂道を斜めに切り上げるか、そのいずれかのルートを通り、現状においては比較的車両通行量の少ない、再開発地域の住宅地を抜けて店舗への進入路を確保しようとするであろうことは想像に難くない。ただし、この地域はいずれも通勤、通学路に該当し、前掲の保育園、幼稚園（しらか保育園、やまと幼稚園）等が含まれており、また、高齢者の多い地域でもある。よって、予め店舗への車両の進入経路を広範に絞り込むことにより、当該地域の交通の安全、静謐、平穩の維持を確保する必要がある。

先般、説明会に際し、本件について質したところ、経路案内用の「表示板」を設けるとの説明で、基本的にそのような問題はない、との回答であったが、「表示板」の設置が本件問題の解決に関して特段の効力を発揮するとはとても考えられない。運転手の心理として、より早く、より近い道を通って目的地に到達したいと考えるのが普通ではないか。「幹線道路で駐車場への入場待ちをしている車列の後ろに並びたくない。少しでも早く中に入りたい」と考えるのが一般的心理なのではないか。さらに、加えて申し上げれば、駐車場に入場できない車両が、幹線道路ではない住宅地域内の道路からの進入を試み、さらに列を成し、果ては、駐車場に入らず、同地域内路上に不法駐車を行うといった事象等、路上における各種問題発生への対応として、所要の箇所への誘導員の常設、のみならず時間帯、曜日や催事開催等に際しては、その数を増強する等、事故防止に予め対策を講ずべきことを約していただきたい。

公道から店舗駐車場への出入りは左折入場、左折出場が原則とされている。かかるに、本件店舗北側（リサイクルメディア館側）の駐車場の出口は左右いずれにも出られる表示とされていた。当該道路は店舗来客のみが使用するものではなく、住居地住民が県道に出る際に通行を要する道路であり、事故、混乱が生ずることのないよう、予め有効な対策を講じる必要がある。

なお、現状、本件、区画整理エリア内道路には道路交通法に基づくなんらの標識は無く、道路上の表示もなされていない状況である。今後、当該店舗施設の設置にさきがけ、可及的速やかに前掲の各種問題点を考慮した上で（道交法に係る）標識の設置、表示がなされるべきと考えており、その上で届出事業者側のいう「表示板」の設置がなされるべきと考える。施設の開業は、順調に行けば、今回の説明会開催から意見提出の経緯を踏まえ、来年五月一日（予定）とのこと。しかしながら、上述のとおり道交法上のルール（標識等）未整備等の特殊要因があり、よってこれら（標識、表示）の設置を待ち、

必要に応じ、再度、検討・確認・決定を行う等、経路設定等について地域住民の安全を考慮した改善措置を講ずべきことを事業者、地域住民双方間において予め文書等により明記、確認する必要がある。

(3) 渋滞緩和、騒音・大気汚染の緩和措置について

加えて、ロードサイド型の大型店舗でよく見られる幹線道路の渋滞誘発解消への対処も必要である。県道六八号練馬川口線（谷原方面）は、都内中仙道方面、また首都高島平出口方面から、また埼玉県側からは大宮バイパス經由で西進、南行し、都内各所向け、さらには関越、中央、東名各高速道路、果ては羽田空港に接続する幹線道路である。今回、出店が予定されている場所付近は、高島平方面から来ると、やや急な左巻きの坂を上ると、にわかには眺望が開け、長く緩やかな直線の下り坂となり、今回出店の予定地辺りから再び緩やかな上りに転じる。その様な土地の特徴からか、かねて交通事故が頻発しているエリアでもある。数年前には、正に今回の出店予定地内に車両が飛び込む死傷事故が発生している。いずれ交通量の多い幹線道路であり、曜日、時間帯によっては現在でも渋滞が発生している場所である。今回、店舗設置に伴い、この点を考慮し相応の対策を講じなければ、店舗駐車場入り口付近からの大渋滞、事故誘発といった事象の原因となりかねず、予め安全確保のための対応について、その具体的な内容を明記し、地域住民に対しても理解、周知が可能な形で説明、措置する必要がある。

貴店の当地開業は大歓迎。ただ、今回、開店に当たり、まず地域の平穏維持や交通安全への配慮や対策を万全とすることが、今後、地域に根ざす貴店舗として成長、発展を遂げて行くための第一歩ではないでしょうか。

なお、将来に向け地域住民との対話・交流を促進するとの観点から、店舗サイドにおいて、相談・苦情等の窓口（部署、役職を明示）を設けていただくことを提案したい。

二 縦覧期間

平成三十年十月二十三日から平成三十年十一月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター